

ただいまご紹介をいただきました、法務事務次官の大野です。

本論に入る前に一言申し上げたいと思います。先日、厚生労働省の村木さんに対する無罪事件が確定しました。この事件に関連して、当時の大阪地検の特捜部長、副部長、主任検事が証拠隠滅や犯人隠避の疑いで最高検察庁に逮捕されました。現在、最高検察庁において、全力を挙げて事案を解明しているところです。

こうしたことは、法務、検察にとっても前代未聞の事態で、法務次官としても大変遺憾に思っております。捜査の結果を受け、制度や組織のどこに問題があったのかを検証し、再発防止策を講じる必要が

あるというように考えております。冒頭にそのことを申し上げたいと思います。

公務員（検事）となった理由

さて、私は、司法試験を経て検事になりました。したがって、1種試験で採用された皆さん方とはやや異なる経歴ですけれども、同じ公務員です。何かの参考になればと思います、今日はお話をさせていただきますことにしました。

最初に、私の経験からお話をしたいと思います。まず、公務員、検事となった理由からお話したいと思います。私は、学生のときから公のために働きたいと思っておりましたので、公務員になろうと考えておりました。それが司法方面なのか、行政方面なのか

ですが、私の父も祖父も行政官をしておりました。そんなことがありまして、自分としては別の道に進みたいというように思いました。また、私は学生結婚をしまして、将来の人生を見通した場合に、司法に決めば、一旦任官しても、辞めれば弁護士として生活できると思ったようなこともありまして。

それならば、司法の中でなぜ検事なのかという点とです。実は、司法試験を受ける当時から検事志望でした。大変青臭いと思われるかもしれませんが、私も、正直者が馬鹿を見ないように、正義正論というものを旗印に働きたいと思えました。検事の場合、真相が不明であれば、自分で調べたり警察に捜査してもらったりして、アクティブに活動ができます。しかも、組織で動くことから、一人ではできない大きな仕事に取り組めるというようなことも魅力でした。

こうして昭和四十八年、大学四年の時に司法試験に合格して、四十九年に司法修習生になったわけです。当時の司法修習は丸二年間で、給費制でした。

司法修習生の中では私が一番若く、同じクラスの中には母親と同じ年齢の修習生もおられました。実際、修習は東京でした。

実際に司法の実務を見てみますと、裁判官は最終判断者です。そして、自分の判断が判例集に載せられて、先例とされるといふ点で大変やりがいがあるように思われました。私が修習生として起案した判決が判例タイムズに載せられて、指導裁判官の指示でその解説記事を書いたこともありまして。売り渡し担保の消滅時効というような内容だったと思います。そんなこともあり、裁判教官からは随分裁判官任官を勧められました。

ただ、法務省でやっているドイツ判例研究会というのに参加したことがあります。その際に、私のレポートはせいぜいそのドイツの判例に取り上げられているのと同じ問題が日本でどのように取り扱われているのかというのを盛り込む程度だったのですが、裁判官志望の修習生のレポートを見ますと、ドイツや日本のことだけではなく、アメリカではこの問題

はこう扱われているというようなことまで調査が遂げられておりまして、裁判官になってもこれはどうも太刀打ちできないなというように感じました。

また、弁護士は、政治的には大変進歩的あるいはリベラルな主張をしていても、その生活はかなり豊かでゆとりのあるように見受けられます。その意味で、当時の修習生の大多数が弁護士を希望するのも当然というように思われたわけです。ただ、やはり特定の依頼者のために仕事をすることや報酬を求めるといふことに対する抵抗感は消えませんでした。

これに対し、検事は当時大変に不人気でした。昭和四〇年代の最後です。また大学紛争の余塵冷めやらぬときで、検事を志望していると言いますと、そのことだけであいつはおかしいんじゃないかと変人扱いされるような時代でした。そのため、司法修習生が少しでも検事志望、検事任官に示しますと、検察教官が手回しよく「固めの杯」というようなことをして、いわばその身柄の確保をしてしまう、そんな時代だったわけです。私は、司法修習生にな

った当初から検事志望を表明していましたので、今さら逃げ出す余地はありませんでした。そうしたこと、最初の志望どおり検事になったのです。

ちなみに、私が検事に任官した昭和五十一年は、同期の任官者が七十四名もおりました。これは、前後の年の検事任官者のそれぞれ二倍近くの数でありまして、当時としては例外的な多さでした。たまたまロッキード事件が発覚した年です。皆さんの生まれる前のことですね。このロッキード事件の発覚が志望に影響したのではないかとというように当時盛んに言われました。けれども、最終の志望を確定する時期は事件が発覚する前から、任官者数とロッキード事件とは無関係です。

司法試験の合格者は、当時年間五百名程度でありました。現在、法曹人口についてはいろいろな意見がありますが、司法試験の合格者は年間二千人を超えておりますので、様相は大分変わり、最近では時代の最先端を行くということで、国際的な業務を扱う

涉外弁護士事務所がもてはやされているというように聞いております。

検事任官者も私が任官したころに比べるとはるかに増えました。当時は、常に志望者数が採用予定者数に達しないため、慢性的に欠員を抱えておりました。しかし、平成三年の司法試験あたりを境に、ここ十数年志望者数が採用予定者数を上回っておりません。いわゆる買ひ手市場になっていくわけです。そこで欠員も埋まりましたし、平成八年度以降毎年検事の増員がなされて今日に至っているわけです。

今申し上げましたように、私は昭和四十九年に大学を卒業して司法修習になりましたので、ほかの省庁の次官と大体同じ年次だろうと思います。そして昭和五十一年に検事に任官して今日まで、検事としてのキャリアは三十四年余りになりました。その内訳は、検察庁で検察官をしていたのが十五年間、それから法務省等で行政官の仕事をしてのが十九年間ということになりました。

検察官として

初めに、検察官としての経験について若干触れたいと思います。検察庁に勤務したのが十五年間というように申し上げますけれども、その勤務地は東京、仙台、大阪、宇都宮のそれぞれ地検と最高検察庁です。先ほど申し上げましたように、検事になった年にロッキード事件がありましたので、早速アメリカで行われた嘱託尋問の調査の翻訳に駆り出されました。これは大変いい勉強になりました。

検事の仕事は非常に忙しい、責任も重いのです。ですから、きついかつらいつらいつらと思うことはしばしばでしたけれども、つまらないとか飽きたと思ったことは一度もありません。

一般の公務員と検事の仕事の違いはどこにあるのか、私は両方経験したのでお話しすると、現場の検事にとって、国会は非常に縁遠い存在です。これに対して、司法、つまり裁判所や弁護士、警察とは仕事上極めて近い関係にあります。それから、検察官の場合には、本省よりも現場の比重が大変高いので

す。ここにおられる1種の皆さん方の多くは本省に勤務され、地方に勤務するのは一定期間に限られる方が多いのではないかと思います。これに対し、検事は、裁判官も同じですけれども、東京に勤務する者よりも東京以外の地方に勤務する者のほうが多いのです。したがって、それぞれの経歴を見ても、東京勤務の期間よりも地方勤務の期間の方が長いのが通例です。そんなことで、若いころには二、三年ごとに転勤をしております。

それから、管理職になるのも大変遅いのです。例えば、大学の同期生が国税局の査察部長や県警の刑事部長をされている時分にこちらはまだ地検の平検事をしております。さらに、地方のポストの格が高いというの大きな特徴です。例えば、高等検察庁の検事長は認証官とされておりまして、次官よりも格上です。また、本省の局長が検察庁に戻ると、地方検察庁の検事正クラスということになります。こうした地方のポストが高いという特徴も裁判官と同様です。そして、いろいろな事情で早目に退官し

いたします。私が現在職場で使っている湯飲みには、「黄昏迫るほど夕日は美し」と手書きで焼き込まれているんですね。それについてのお話です。この湯飲みは、私が取り調べを担当した会社の会長が自らつくったものです。今から二〇年ほど前、私が東京地検の特捜部に在籍していた当時、ある脱税事件でその会長を逮捕し、取り調べに当たりました。当時、私はまだ三〇歳代でした。会長の方は、亡くなった私の父親と同年齢で、様々な人生経験や豊かな教養があり、会社創業者として多くの修羅場を乗り越えてこられた方でした。そんなことで、当初、若造の私など相手にしようと思わず、私の方も会長を持って余し気味だったのです。

そんなある日の夕方ですが、小菅の東京拘置所の取調室で、会長が連れられてくるのを待ちながら私が見ますと、真つ赤な夕焼け空に富士山のシルエットが浮かび上がっております。息をのむほど美しい情景でした。私が窓辺でそうやって富士山を眺めているところに、会長が看守に連れられて取調

て弁護士になる者があり、途中退職者の数は一般の公務員に比べるとはるかに多いと思われれます。

検事は、いろいろな事件の捜査等を通じ、社会経済の実態や人生について勉強し、育つていきます。中央省庁の行政官の皆さんは、マクロ的な視点から制度を考えることが多いと思います。これに対し検事は、個別事件の処理というミクロ的な観点を出発点にして、制度の考え方は、在り方を考える、そんな思考パターンをとります。個々の検察官が独立して職務を行使するとされていますが、事件処理の決裁や共同捜査には組織性が認められます。そうした点で、検事の仕事は弁護士や裁判官に比べると、行政官の仕事のやり方に近い面があるというように思います。

私が担当した事件については、語り尽くせないほど多くの思い出があります。けれども、今回は行政官の皆さんに対するお話である上、事柄の性質上守秘義務もありますので差し控えたいと思います。

その中で、検事生活のエピソードを一つだけお話

室に入ってきたのです。私が思わず、ごらんなきい、きれいでしょというように会長に声をかけると、会長も私と並んで立つて、黙って夕焼けの富士山を眺めていました。

しばらくして、私がふと会長の顔をのぞくと、会長はぼろぼろ涙を流していました。そのときを境に私と会長の心が通ったように思います。その後、会長は実刑判決を受けて、刑務所に入ることになりました。あした服役するという日になって、私のところに電話をしてきて、いよいよ務めに行きますというふうに言われたものですから、私は、頑張ってくださいというように励ましました。

数年後、刑務所を出て、刑を終了したということで、また私のところに訪ねてきてくれたのです。それで、私は、立会事務官と一緒に、役所の近くにある法曹会館というところで、出所祝いと称して昼食をこしらえました。その際に、取り調べのときの思い出話や刑務所での苦勞話に話が咲いたわけです。その会長からもらったのがこの湯飲み茶わんでした。

会長は、陶芸に興味にしているということ、これ、検事のためにつくりましたと言って持ってきてくれたのです。そしてそこ焼き込まれた「黄昏迫るほど夕日は美し」というのは、拘留所の部屋から一緒に眺めたあの情景を指しているということでした。思うに、会長は古い先の短い自分の境遇をたそがれと重ねたのかもしれない。会長とは、その後も手紙のやりとりを続けましたけれども、先年亡くなりました。私は、この湯飲み茶碗を今でも宝物のように大切に使っています。現場の検事時代の思い出の一コマをお話いたしました。

行政官として

さて、行政官の皆さんに対する本題は、行政官としての経験の方です。行政官生活十九年のうち、法務省刑事局に十三年在籍しました。局付として七年間、局付といえますのは、ほかの省庁でいきますと課長補佐に当たります。それから、参事官として二年間、課長として二年間、局長として二年間の合計

十三年です。

法務省の刑事局というのは三つの仕事をしているところです。一番目は、検察庁の組織と予官等のいわゆる検察行政です。

二番目が、検察庁のやっている事件の関係の事務で、皆さん方も新聞等でよく法務大臣の指揮権というようなことを聞かれますけれども、その指揮権にもかかわる事件の関係を扱う、これが二番目の業務です。

三番目の業務は刑事立法です。六法の中の刑法と刑事訴訟法は刑事局が所管しています。また、ほかの省庁が立案するいろいろな法律の中に罰則が含まれておりますけれども、その罰則が全体として整合性が保たれているかどうか、構成要件の書き方に問題はないか、法定刑の重さはどうかというような点を審査するのも刑事局の大切な仕事です。皆さん方の中には、担当する法令の罰則審査で刑事局に求められた方がいるかもしれません。刑事局には、局付として検事出身者のほか裁判所からも人が来ていま

すし、ほかの省庁のキャリアや、ときに若手の学者にも来てもらっています。

具体的な話に入る前に、国際経験について一言だけお話しします。私は、検事任官二年目の昭和五十二年から二年間、人事院の長期在外研究員としてアメリカのハーバード・ロー・スクールに留学しました。ただ、大変残念なことに、RとLの区別が最後までつかないままです。ホスト・ファミリーの家に女の子がいたのですが、この女の子の名前がうまく発音できません。私はてっきりメリー、*Mary*だと思いましたので、Rのところをいろいろ巻き舌にして何回も言い直しました。なかなか通じなかったのが、帰国直前になって、ようやくそれでいいとほめてもらったわけがあります。

ところが、帰国後、ホスト・ファミリーからももらった手紙を読みまして、愕然としました。女の子の名前はモリー、*Molly*ですね、モリーと書かれ、*Mary*ではないでなかったわけですね。私はやっとマスターしたと思ったRの発音が実は違ったわけですね。

ことほどさように、RとLが聞き分けられず、発音もできなかったので、私はその時点で国際派としてのキャリアを断念いたしました。その後、在外公館に派遣されることもなく、専ら国内的な仕事に終始して今日に至っております。

被害者支援

それでは、私が行政官として関与した案件のうち、三件を取り上げてお話をしたいと思います。

日本の刑事司法については、戦後五〇年間ほどどの立法的な動きがありませんでした。ところが、最近の十年間、大きく変化しています。これには二つの流れがあり、その一つが皆さんもよくご存じの裁判員制度であり、もう一つが被害者関係です。

そこです。被害者の関係からお話をします。被害者については、昭和末期の有名な検事総長である伊藤栄樹さんが「被害者とともに泣く検察」というスローガンを掲げられたことがありました。したがって、検察としても刑事司法としても、被害者に対

してはそれなりの配慮をしてきたつもりだったの
です。

しかし、刑事司法は被害者のために存在するもの
ではなく、あくまでも国家社会の秩序維持という公
益のための制度だというのが一般的な理解でありま
した。判例上も被害者が国に起訴を要求する権利は
ないとされてきたわけです。

そうした中で、被害者が現行の刑事司法の在り方
に対して強い不満を持つケースがあらわれてしまし
た。それが被害者運動となつて、刑事司法を変えて
いったわけです。

最初に出てきた要望は、刑事手続の進行状況を知
りたいというものでした。そのきっかけになったの
は、平成九年東京で発生した隼君事件という事件で
す。これは、片山隼という名の男の子がトラックに
轢かれて亡くなった事件でした。トラックの運転手
に対する刑事手続は当初不起訴とされました。しか
し、その結果はご両親には知らされなかったのです
しかも、その結果について、ご両親が地検に問い合

てしようという事件に連われたのです。岡村弁護士
は、その後、自ら被害者側として刑事手続にかかわ
ることになりました。そして、その中でいかに被害
者が手続から疎外されているかを痛感されたのです。
例えば、公判の日程は、被害者には一切知らされな
いまま決まってしまう。起訴状等ももらえませ
ん。法廷に証人として呼び出された場合にも、聞か
れたことだけを答えるのにとどまり、こちらの方か
らは何も言えません。被告人は法廷で言いたい放題
で、被害者の名誉を損なうような発言をしても、遺
族の側からは何一つ反論が許されないので。裁判
所に対して意見を言うこともできません。岡村弁護
士は、法律専門家である自分ですらこんなだから
、いわんや一般の被害者がどれほどつらい、悔しい思
いをしているのだろうかというように考えられました。

こうして岡村弁護士が中心になり、平成十二年に
全国犯罪被害者の会、通称「あすの会」が結成され
ました。そして、こうした被害者側の運動により、
平成十六年に犯罪被害者等基本法が制定されました。

わせを行つてきても、不起訴になったということ以
外はその理由など一切説明されませんでした。ご両親
は、これはおかしい、被害者側に対してあまりにも
不親切ではないかと考えて、そのことを世の中に
訴えられました。そのため、検察当局の対応につい
て非常に批判が高まったのです。

当時私は、刑事局の総務課長としてこの問題を担
当しました。そして、平成十一年に被害者通知制度
というものが開始されたのです。この制度のもとで
は、希望する被害者に対して事件の処理結果をお知
らせし、不起訴となった場合にもその理由を一定の
限度でご説明するということになりました。

ところで、この被害者運動の中で中心的な役割を
担ったのは岡村勲という弁護士でした。岡村弁護士
は、弁護士会の要職を歴任した大変著名な方で、い
わゆる人権派の弁護士として数々の事件の被告人の
弁護活動にも当たつてこられました。ところが、平
成九年に岡村弁護士がその弁護活動を逆恨みした犯
人により、ご自宅で奥様を自分の身代わりに殺され

この法律で被害者は個人の尊厳が重んぜられ、その
尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するとい
うことが認められたのです。また、被害者の保護、
支援は政府として取り組むべき事柄であるとされま
した。そうした方向に則り、刑事司法の分野でも被害
者支援の様々な立法等が行われたわけです。

その中でも最も画期的なものは、平成十九年に成
立した被害者参加制度です。これは、平成二十年十
二月に裁判員制度よりも半年早く、これに先駆けて
実施されました。この制度を耳にされた方もいるか
と思えますけれども、一定の重大事件において、被害
者やその遺族は、傍聴席ではなくて、法廷のいわ
ゆるバーの中に入って検察官席の近くに座ることに
なります。そして、証人や被告人に直接質問をした
り、公判の最終段階になると、裁判所に対して被害
者としての求刑を含めた意見を述べることが認めら
れました。

この法案に対しては、被告人の立場を不利にする
んじゃないか、裁判に感情を持ち込むんじゃないか

というような反対論もありましたけれども、被害者側にも手続を開くべきだという意見が大勢を占め、法律が成立しました。この制度は、昨年の一年間で五百件余り利用されています。実際にそれによって量刑が変化したかどうか、これは半年後に裁判員制度も開始されておりますので、直ちに判断できるものではありません。けれども、公判に参加した被害者側は、少なくともこの手続によって、刑事裁判の納得度が高まったというように評価をしています。

被害者側の要望にかかわる最新の法改正として、殺人事件等の公訴時効の廃止、延長が正しいと。この点についても少し触れます。今年の通常国会で、殺人事件など人を死亡させた罪について、公訴時効を廃止あるいは延長するという内容の刑事訴訟法の改正が成立しました。法学部出身の皆さん方には釈迦に説法かもしれませんが、公訴時効というのは、事件が発生した後一定期間が経過すると起訴ができなくなるという制度です。例えば殺人事件については、長い間、死刑を法定刑とする罪の公訴時効は十

五年間とされてきましたが、平成十六年の法改正で平成十六年に犯された以降の事件については、これが二十五年に延長されました。

一体何でこの公訴時効があるのかということについては、大きく三つの理由が挙げられています。一つは、期間が経過すると証拠が散逸し、失われてしまうという理由。二番目は、時間の経過によって被害感情がおさまっていくということ。三番目は、期間が経過することによって犯人の側の社会生活の安定ということも無視できなくなる点。このような三つの理由が挙げられており、少なくとも我が国においては、公訴時効制度に疑問を呈するような学説はなく、いわば自明といましようか、当然のこととして取り扱われてきました。ところが、未解決の殺人事件の被害者の遺族の側から、時効というのは犯人の逃げ得を認めるもので、おかしいじゃないか、被害感情は時とともに薄まるというようなものではないんだというような強い不満の声が沸き上がってきたのです。

私が刑事局長としておりました二年くらい前、国会でもそのような観点から質問を受けたことがありますが、その時点では我が国のいわば確立した法制度ということで、公訴時効制度というのはそれなりの理由があるというような答弁をしていたのですけれども、被害者側の声をはじめ、公訴時効制度に対して疑問を呈する世論が盛り上がってきました。それで、当時の大臣から私どもに対しても、公訴時効の制度をもう一度きちんと検討し直してもらいたいというような指がおりてきたのです。そこで、法務省の中で勉強会を開催し、ゼロから検討を進めました。

そうしたところ、我が国では自明、当然とされている公訴時効制度ですが、目を外国に転じると、殺人事件等については公訴時効を設けていない国の方がはるかに多いんですね。それから、証拠が時間の経過とともに失われるという点については、特にDNA鑑定のような科学技術の進歩によって、昔と事情が変わってきている面も出てきます。また、

被害感情がおさまるはずだという点は、当の被害者が全く納得していないわけです。さらに、期間が経過することによる犯人側の社会生活の安定ということも、一体それが法律的に守るべき利益なのかどうかについても考え直す余地があるのではないかということになりました。こうして、勉強会の結論は、殺人等一定の重大事件については、時効を廃止することやむを得ないということになりました。

その後、政権交代がありました。新しい大臣のもとでもこの問題を改めて検討し直しましたが、その結論は同じだったので。そこで、先の通常国会に公訴時効を廃止あるいは延長するという内容の法案を提出しました。この法案に対しては、被告人の地位を不安定にするという特に日弁連の側からの反対がありました。賛成多数で法律が成立しました。こうした法改正も被害者に関連するものであり、被害者運動が一つの大きな要因になってでき上がったものでした。

司法制度改革

次のテーマは司法制度改革です。皆さんは、平成九年に行政改革会議最終報告が出されたことをご存じかもしれません。この最終報告の中で、司法制度についてもその拡充強化が必要であるとされました。そして、平成十三年に司法制度改革審議会の意見書が出されました。これは、司法を抜本的に改革するという中身の意見書です。私は、この意見書を受けて、内閣に置かれた司法制度改革推進準備室の副室長、それから司法制度改革推進本部の事務局次長を命じられました。そして、平成十三年の七月から十六年の十二月までの合計三年半、司法制度改革の作業に従事しました。司法にとつては半世紀ぶりの大改革です。

各論については様々な意見の不一致がありましたけれども、司法が抜本的な大改革を要するという点については、各界、各層の共通認識になっておりました。そのスローガンは、より身近で、速くて、頼りがいのある司法を実現するというものでした。司

法制度改革推進本部長は小泉総理でしたが、小泉総理が会議の都度引用した川柳があります。それは、「思ひ出の事件を裁く最高裁」という川柳です。意味はおわかりかと思えますけれども、最高裁で判決が出たと新聞に出ますと、みんなそれを見て、ああそういえば昔そういう事件があったなというふうに思い出す、つまり、それだけ裁判が遅いということを皮肉った内容の川柳でありました。

また、当時、二十一世紀の日本は、行政による事前規制型社会から民間主導の活力ある社会に移行していくかなければならず、それが大変重要なテーマであることとらえられていました。しかし、事前規制をやめた場合に、それが弱肉強食に陥らないようにするために、救済のためのセーフティネットやルール違反に対する制裁制度が整備されなければなりません。その役割を担うのが司法であり、司法を拡充強化する制度改革が必要とされたものです。こうして司法制度改革は、制度の整備、人的な体制の充実、国民の司法参加、この三本柱で進め

られました。

司法制度改革というと、裁判員制度を中心に、務省や裁判所が懸命に広報活動を展開したので、あたかも官主導の改革であるかのように言われたことがあります。これは完全な誤解です。むしろ、経済界や弁護士会の運動によるところが大きかったです。そして、裁判官、検察官、弁護士の法曹三者はいわばまな板の上の鯉で行うべきことが強調されました。

それだけに、出身組織からの反応には冷たいものがありました。私が当時検察関係の懇親会に顔を出しますと、先輩検事からは、君は司法制度改革を担当しているが、君の本当の役割はなるべく改革を進めないようにすることだなどと言われたこともありましたが、誤解のないように申し上げますと、もちろん、私がそんな言葉に耳を貸したわけではありません。司法制度改革は、こうした反発や抵抗を押し切りながら進められたということを申し上げたいのです。

司法制度改革推進本部が提出した法案は十八本あり、そのうちの十七本が成立しました。いずれも国会でほぼ全会一致、あるいは圧倒的多数の賛成により成立したものです。代表的なものは、裁判員制度を別にいたしますと、今問題になっていきますけれども、ロースクール制度を創設する法律であるとか、法テラスを創設した総合法律支援法、そのほかにも皆さん方の法律の改正、あるいは労働審判の創設ADR（裁判外紛争解決）等がこで成立したわけです。

この司法制度改革というのは大変大きなプロジェクトでした。そのスキームは、準備室のときに立案し、成立した司法制度改革推進法によってつくられた司法制度改革推進本部の体制です。本部は閣議と同じ構成で、先ほど述べましたように、その本部長は総理大臣でした。その事務局は、私が次長を務めたわけですが、最大時には六〇名余り、法務省を始めとする各省の出身者、裁判官、弁護士、民間出身

者からなる混成部隊で、非常に優秀な方が集まっております。ここで、共通の目的を実現するために全くの異業種の者たちが協働するという、私にとってもまたとない仕事のやり方を経験いたしました。体制的には、裁判官や弁護士や各省出身者等からなる八名の参事官がそれぞれラインをつくり、そのラインがミニ法制審とも言うべき合計十一の検討会を動かして立案作業に当たったわけです。

さらに、本部には顧問会議が設けられました。その運営や各省、検察、裁判所、日弁連との調整、与野党との関係、国会対策、マスコミ対策の業務等が重まりました。提出法案は、その数はもとより、内容的にも大変重いものが多かったので、私の公務員生活の中でも空前絶後の目が回るような忙しさでした。

事務局のトップ、事務局長は山崎潮さんという裁判官出身で、私よりも六年年次の上の方でした。法律家としても人間としても心から尊敬できる人でした。山崎さんは、「どうせやるなら楽しくやろう

ぜ」を合言葉にいたしまして、混成部隊を率いて困難な作業の陣頭指揮に当たられたのです。そして、連日にわたり、国会における役所側の答弁を一人で一手に引き受けられるなど超人的な活躍をされました。本部が平成十六年暮れに解散した後、山崎さんは裁判所に戻られたのですが、その一年半後、よくなられました。大変残念なことですが、司法制度改革の激務が響いたのではないかと思っています。

裁判員制度

三つ目は、裁判員制度です。私は、ただいとお話しましたように、司法制度改革推進本部で働いた際に、裁判員制度の創設にかかりました。また、法律制定後、実施まで五年間ありましたけれども、その間、検察庁における実施準備や国民に対する広報、さらには刑事局長として政令の制定等を担当しました。裁判員制度は昨年の五月にスタートした後、これまでのところおかげさまで順調に推移しています。メディアでも連日大きく取り上げられています。候

補者として裁判所に呼び出された方たちの出席率は、当初の予想を大きく上回って八〇%を超えています。また、裁判員を務められた方に対するアンケート調査をしますと、選任されるまではやりたくないと思

っていた人が六割占めています。いわば、しぶしぶ型で参加された方が過半数ということになるわけです。けれども、終わった後の達成感ということになりますと、やつてよかつたという人が実に九十七%に達しているのです。大変うれしく思っています。皆さん方の中にも、裁判員なし、あるいはその候補者となられる方がいるかもしれません。行政官の場合には、指定職以上、つまり審議官級以上になると裁判員にはなれないということになっていますけれども、皆さん方はまだまだしばらく時間があります。裁判員に当たった場合には、普段と違う形で社会に貢献する貴重な機会ですので、是非よろしくお願ひしたいと思います。

そんなことで、現在、裁判員制度に対する反対論はやや勢いを潜めていますけれども、その意義につ

いては制度実施前にいろいろな議論がありました。反対派からは、裁判員制度批判のポイントが示されています。そうした批判は、逆に、制度の意義を考える上で非常に参考になりますので、皆さん方にとってはやや詳しく過ぎるかもしれませんが、お話ししたいと思います。

裁判員制度に対する批判の一番目は、「市民参加だとか民主主義、国民主権を表看板に上げる」ということで、裁判批判を封じるといってあげるのはずで、けしからん」ということでもあります。しかし、これからの時代は昔のようにお上の権威というだけでは裁判の信頼性は担保できないように思います。裁判の民主的、国民的な正統性を増進して、司法の国民的な基盤を強化していくために、国民参加は非常に重要だと考えています。

二つ目の批判は、「国民を刑事裁判に参加させる」というのは、治安維持のための国家総動員体制である」というものです。批判者の言うとおり、裁判員制度は治安の回復に大きな役割を果たします。これ

により、国民は治安や人権の問題を他人事ではなしに自分たちのこととして考えるようになるからです。裁判員経験者のインタビュイーは、実際にこうした意識の変化を物語っているわけです。

批判の三点目は、「市民感覚の反映というのは量刑に被害感情を加えた重罰化に過ぎないんだ」という批判です。裁判員制度の趣旨は、量刑にも国民の健全な良識を反映させようというものです。これまでの裁判の結果を見ますと、確かに性犯罪については従来よりも重い結果が出ているように思われますが、全体的に刑が重罰化しているとも言いがたいように思います。なお、執行猶予判決に保護観察措置がつけられる例が裁判員裁判のもとで増えてきているようです。

四番目の批判は、裁判員制度は、法テラス（日本司法支援センター）を創設したり、あるいは、公判前整理手続、連日開廷など、刑事訴訟法の改善をもたらしているという批判です。言い換えれば、被告人の地位を危うくすることに裁判員制度は悪用され

ているという批判です。批判者の言うとおり、裁判員制度導入をきっかけに、裁判員の参加を可能にし、裁判員にもわかりやすい裁判を実現するために、刑事訴訟の分野では訴訟を迅速化することを始めとしてさまざまな立法措置がとられてきました。

刑事裁判の期間を例にとると、今まで殺人事件等で争われると、一年、二年かかるのは当たり前だったわけですが、裁判員裁判は、公判の準備に若干の時間はかかるものの、いったん公判が始まると連日開廷により、例えば五日間で結果が出ています。そしてその結果は、決しておかしなものではないのです。ただ、批判者は、そうした刑事訴訟の手直しは刑事訴訟を一方的に被告人に不利なものにする改悪だととらえているわけです。私としては、五〇年間、刑事訴訟は治安対人権という不毛な二項対立に起因する立法や運用のデッドロック状態に陥っていたけれども、裁判員制度導入という新しい要素が加わることで、そして、そうした状態が克服されつつあるとして、積極的に評価すべきだと考えています。

す。

五番目の批判は、これはもう相当どうかと思うのですけれども、「政府は民衆を戦争に動員する準備のため、裁判員制度の導入によって弁護士を手なずけようとしているんだ」という批判です。幾ら何でも、裁判員制度が戦争準備のためであるというのは、そんなことを考えた人はいませんので、無茶苦茶な批判だと思います。ただ、司法制度改革の成果の一つは、弁護士会が様々な分野における政策形成に、建設的な形でかかわるようになってきたことだと考えています。

このように、裁判員制度反対論を見ていきましたと、ある意味で実にポイントを突いており、裁判員制度の意義は、まさしくその反対論が批判するところの正反対、裏返しのこところにあるわけです。

そして、裁判員制度を導入して、法曹の側の意識改革が進み、説明責任を意識するようになりました。これまでは、「裁判官は語らず」とされており、検察官も同じでした。司法があれこれ語ることはむしろ

ろ邪道視されていまして、いわば孤高路線がとられていたのです。裁判員制度導入により、刑事手続の中で、裁判員に対してわかりやすく説明責任を尽くすべきことは当然です。ただ、それにとどまらずに、その制度広報などを通じて、司法はこれまでの孤高主義を捨て、制度の在り方などについて国民の理解を得るため積極的に発信するようになりました。

続いて、国民の側の意識改革も進むことになると考えています。これまでのいわば「お任せ民主主義」あるいは「観客民主主義」を脱して、参画型の民主主義への進化です。これは、公の責任を市民の側も担っていくという意味において、現在の政権が唱える新しい公共の理念にも通じるころがあるように思います。こうしたことは裁判員制度の目的というよりも、その効果であると同様に評価すべきなのかもしれません。

なお、最近、検察審査会が話題になっています。検察審査会の二回にわたる起訴相当の議決により起訴が強制されるという検察審査会法改正ですけれども

も、これも裁判員制度導入と同時に立法され、施行されたものです。

以上、まず私の経験についてお話をしました。

公務員の在り方

続いて、意見というところで、まず公務員の在り方について考えていることを述べたいと思います。最初は、「不易と改革」です。不易といいますが、変わらないこと、変えないことを指しています。檢察を含む司法で申し上げれば、例えば厳正公平、不偏不党、あるいは清廉潔白というのがこれに当たります。しかし、同時に、時代や社会情勢の変化に応じた改革も必要です。

その際に重要なのは、先見性であり、柔軟性です。私も含め、幹部は過去のやり方の中で実績を上げ、評価されてきた者たちですので、えてして過去の成功体験に縛られがちです。そして、現在のやり方に対応し切れないというような事態に至っても、ともすれば「最近の若い者は」という精神論に陥る嫌い

があります。そうした点で、改革を進めていくためには、古手の幹部よりも従来のいきさつに縛られない皆さん若い人たちの新鮮な感覚に期待するところが大切です。考えようによっては、政権交代も従来のやり方を改めて、改革を促進するという機能があるというように思います。

さらに、改革のヒントをいろいろな形で得ていく必要があるわけですが、外国の例を見てもいうのは手っ取り早い一つのやり方です。先ほど、公訴時効の廃止の話をした際に、諸外国を見ると、殺人等については公訴時効がない国が多いようなことを申し上げました。また、日本と司法制度について似ているのは韓国ですが、日本と韓国は、それぞれお互いの改革の進み具合を参考にしています。例えば、裁判員制度は、制度を設計したのは日本の方が先でしたが、実施は韓国の方が先です。韓国の方が先に国民参与制度を実施し、もちろんうまくいっている部分もあれば、うまくいっていない部分もありません。日本は、そうした韓国の実例を大いに参

考にしているわけです。

一方、ロースクール制度については、計画も実施も日本の方が先でした。韓国もロースクール制度を採用しましたが、日本はどうかやロースクールをつくり過ぎてしまい、そこいらいろいろな問題の根っこがあるというように判断して、韓国の方はロースクールの数や定員を最初から制限しているのです。そんなことで、韓国と日本はお互いの立法や改革の実施状況を参考にしているのですが、これはほんの一例にすぎません。私が申し上げたいのは、外国の例も改革を進めていく上でヒントになるということです。

次に、バランスです。多角的な見方、あるいは複眼思考にも通じるところがあります。刑事司法に関して言えば、真相解明、適正処罰の要請と、被告人、被疑者の人権保障の要請、この二つが常にバランスされなければなりません。実務におきましては、この二つの両者のバランスをいかにとるのかというのが大変難しいのです。こうしたバランス感覚の前提

となるのは視野の広さです。視野の広さはその人の器量をあらわすと言ってもいいと思います。一体、その発想が係のレベルなのか、課のレベルなのか、局のレベルなのか、省のレベルか、あるいは国家、国民のレベルなのか、世界のレベルなのか、皆さん方もいろいろなところで意見の衝突や調整があると思いますけれども、自分の意見というのが一体どのレベルなのか、相手の意見がどのレベルなのかというのを常に意識しながら議論をしていただきたいと思います。

この関係で大切なのは、常に相手方の立場にも立つて考えてみることです。反対方向から見ようとするということも言ってもいいかもしれません。司法（訴訟）が現在当事者主義をとっているのは対立する当事者がそれぞれの立場で主張や立証をぶつけ合うことが全体としてバランスのよい結論を導き出すことにつながるという考え方に基づいています。こうした見方を養うためには、読書や幅広い交際も役立つと思います。

なお、最近よく国民目線などと言われます。しかし、実際のところ、役人の側の都合や利害を基準に判断していることはないのか、よくよく考えてみる必要があります。これは今から十年以上も前のことですが、ある部局で、市民サービスを向上させるための方策について各地方局の幹部と協議をしたことがあります。その際、ある地方局から、それまでも昼休みに窓口を閉じていたけれども、サービス向上の観点から、当番制で昼休みにも窓口を開けるようにする取り組みをしているんだという報告がありました。ところが、これに対してほかの地方局から、一つの地方局が先走っていい格好をすると、ほかの局が困るんだというようなクレームがあったんです。私はそういう発言を聞いて、価値判断の基準をこの人は一体どこに置いているんだろうと唖然としたことがあります。そんな発想はもうなくなっているものと信じたいと思います。

次に、組織人としてあります。これは、上司と部下の間係を中心にお話したいと思います。例を

挙げてみましょう。上司はAと言ひ、部下はBだと主張して、激しい議論となりました。その場は、上司が自分の意見であるAを押し通しました。その後、いろいろ考え、あるいはいろいろな事情が明らかになってくるということもある、やはりAはおかしく、一旦退けられた部下の意見であるBの方が正しいのではないか、Aのままだと大変なことになってしまう、そんな状況になったとき、上司はどうするべきでしょうか。

上司にも二通りの人がいます。ある上司は、率直に、部下の言うことの方が正しかったと言って、AからBに意見を切りかえます。私が尊敬している元上司などはこだわりがないどころか、最初から自分はBと言っていたというぐらい変わり身の早い人もあります。そんな話を聞きますと、随分虫がいいなと思わないわけでもありませんが、こういう上司だと話が早いわけです。

ところが、別のタイプの上司になりますと、自分が一旦Aだと仕切ったその体面にこだわります。

そうすると、部下の方は、AかBかという実質の議論ではなく、上司の顔をどうやうやうて立てるかという非本質的で非生産的なことに気を使わなければなりません。そのために、Bという正しい結論に至るのに無用の時間や労力がかかるわけです。下手をすれば、そうした体面維持に時間をとられてしまつて、結局間に合わず、Aという誤った方向のまま進んで取り返しがつかないことにもなりかねません。どちらの上司がいいかはおのずと明らかだと思います。こう見てくると、上司としてはやはり部下の力や知恵をどうやうて引き出すかということが極めて重要です。

皆さんは、まだ部下はいないかもしれませんがけれども、当然いずれ上司になるわけですので、参考にしていただければと思うわけですが、私が着任のあいさつの際にしばしば申し上げるのは、「異論を大歓迎する」ということです。部下から自分と同じ意見を言われても、付加価値は生まれません。あるいは、単に上司に迎合しているだけかもしれません。

これに対して、あえて自分と異なる意見を言うからにはそれなりの理由があるはずです。言うとおりだということであれば、直ちに方針を改めればよいわけです。また、やはりその意見は採用できないということになつても、なお組織のために積極的な物を申す姿勢は高く評価すべきだと思います。部下が知恵を出さない限り組織全体としてよい結論は出ませんし、組織も活性化しない、仕事を前進させることは難しいわけです。上司の役割は、何よりも部下の力や知恵を十分に引き出した上で、その判断の責任をとることにあるというように思います。

それは、逆に、部下の方からこの問題を見るときに何を注意しなければならぬのか考えてみましょう。ここでは、空気の付度(そんたく)のし過ぎに注意していただきたいということを申し上げたいと思います。どの組織でも、特に、ずば抜けた力量を持つリーダーが上にいる場合に生じ得る弊害として、部下の「思考停止」があります。つまり、問題を実質的に自分の頭で考えるのではなく、そのリ

ダー、上司が一体どう考えているんだろうというところばかりを忖度するのです。そして、部下が集まって何を議論しているかというところ、上司のちょっとした言葉だとか表情だとかからあれこれ上司の考え方を推測し、自分たちはそれに合わせて対応しようという事態です。

けれども、どんなにその上司の判断力がすぐれていたとしても、その判断のベースになる情報には問題が潜んでおります。上司は、往々にしてすべての事情を頭に入れていけるわけではありません。たまにま聞きつけたことだけで判断しているかもしれない。また、部下の方が忖度をし過ぎて、これは上司の考えと違うんじゃないかということで報告するのを躊躇すると、上司の判断の基礎となる情報が偏ったままであることもあり得るわけです。こうして見ると、部下として大変重要なことは、問題を実質的にまず自分で考えた上で、それが上司の考えと異なるように思われても、臆せず上司に意見具申することです。本当にすぐれた上司であれば、それに耳

を傾けてくれるはず。そして、仮にその意見を採用しなかったとしても、意見具申をしたというあなたのその姿勢を正当に評価してくれるはず。実際のところ、決裁ラインにずらりと役職者が並んでいても、当該の案件を自分の問題として真剣に考えている人は、担当者以外は意外に少ないことがあります。やや余談になりますが、私の経験を申し上げますと、今から二十数年前、私が刑事局の局付をしていた当時、時の次官は内閣法制局の経験者で、罰則審査に精通した方でありました。局付が相手方省庁と調整して、罰則審査の結果を審議録にまとめます。その上で、参事官、課長、局長と上げていつ、最後に次官の決裁をもらうわけです。しかし、罰則審査ということになりますと、先ほど申し上げたように、その次官が抜群の権威者であるために、そこに至るラインの人たちは最初から腰が引けて、私がつくった審議録にほとんど目を通そうともせず、判子を押すのです。そして、私が次官のところに行く

と、今度はじっくりと審議録を精査されて、果たし

てこてんばんにやられ、書類を突き返されてしまうことになります。私がほうほうの体で引き下がりました、課長たちに「次官の決裁を通りませんでして」というように報告いたしますと、課長たちが一体何と言ったか想像がつかますか。たった一言、「やっぱりだめだったか」と言うわけでありまして。ことほどさように、やはり担当者がしっかりしていなければならぬということです。また同時に、形式的な決裁は当てはなりませんよということも申し上げたいと思います。

なお、皆さんの上司の中には、主観的にどうしても反りの合わない人がいると思います。それどころか、客観的に見ても問題のある上司がいないわけではありません。そうした場合は、貴重な反面教師とあきらめまして、あとは異動でそういう上司と別れるのを待つしかありません。ただ、申し上げたいのは、客観的に見て問題があるのは実は上司ではなく、部下であるあなたの方かもしれないということです。そうした意味で、どちらが正しいのかわかるの

には時間の経過を要する場合があります。そして、本当に客観的に問題のある上司であれば、いずれ必ず重要なポストからは外されるはず。す

アドバイス

アドバイスに移りたいと思います。今、公務員の在り方とところでお話したことは、既に皆さんに対してアドバイスも含んでおります。したがって、改めてアドバイスと銘打ってお話するのもやや重複感を免れませんが、もう少しおつき合いをいただきたいと思えます。

アドバイスと言いますと、先輩方が挙げたモットーが参考になります。例えば、ロッキード事件で田中角栄さんを逮捕した検事で、後に預金保険機構の理事長を務められた松田昇さんという先輩がおりますけれども、この方は、「おごらず、気負わず、ひるまず」と言われました。これは大変意味深い言葉だと思いますが、むしろ檢察官に対する戒めだというように思えます。

そこで、私が行政官の皆さんに紹介したいのは、別の尊敬する先輩で現在最高裁判事になっている方が、そのまた先輩の言葉を引用した、「問題意識、丈夫な頭、健康」の三点です。まず、問題意識ですが、そもそも問題の所在がわからなければその解決はあり得ません。まず、問題に気づくことが出発点です。問題があることさえわかれば、仮にその答えが自分にはわからない非常な難問であったとしても、答えの方は上司や同僚の力を借りて、組織で見つけ出してあげればいいわけです。しかし、問題に担当者が気がつかなければ、だれもそれに気がつかないまま進んでしまうので、それは大変深刻な事態を招きかねません。

先ほど、部下の在り方として、憶せず上司に意見具申すべきだと申し上げましたけれども、これもきちんとした問題意識を持っていることが当然の前提です。その上で、どしどしと積極的に意見を言っていた方がいいのです。問題意識を伴った積極性というのが少なくとも若いうち、皆さん方の人事評価上

最も重要なポイントであるというように考えています。

二つ目は、丈夫な頭です。これは、頭のよさよりも丈夫な頭の方が重要だということです。打たれ強さと言ってもいいかもしれませんが、検事の採用面接を行っています。最近では優等生型で弱かな印象を受けました。また、受験教育の弊害と指摘されることもある模範解答を求める傾向も認められるように思います。実社会は、最初から正解があるペーパーテストと異なるという点も皆さん方もご承知のとおりです。あちこちと衝突しながら軌道修正を重ねて、最も妥当な結論に近づいていく、そうしたプロセスで大切なことは天才的なひらめきよりも、これは私が自分でよくノートに書きつけていたことですが、焦らず、へこたれず、あきらめずに、粘り強く考える頭だということに思います。

最後に、健康です。これは心身の健康のことです。メンタルヘルスという点では、今申し上げた丈夫な頭にもつながることです。仕事でくじけないように

するためには、息抜き、趣味がぜひとも必要です。いわゆるワークライフバランスをとることだと言ってもいいと思います。

私の場合、趣味はクラシック音楽の鑑賞と山歩きです。ここで山歩きについて述べますと、検事になったから山岳部に所属していたこともあり、検事になってからも山歩きをずっと続けてきました。幸い、妻も山歩きを好むことから、夫婦で始終あちこちの山に登っております。また、海外のトレッキングツアーに参加して、世界各地の山にも出かけています。

忙しい仕事の合間に休暇をとって行くものですが、失敗もありました。刑事局総務課長の際に、ゴールデンウィークにヒマヤラのランタンという谷へトレッキングに出かけようとしたときのことです。出発の当日にどうしても仕事の都合でキャンセルを余儀なくされてしまいました。既に荷物を出した後であり、当日のキャンセルということで、妻と二人で七十数万円の旅行代金全額を没収されるという大変痛い目に遭いました。それでも懲りずに、近年ま

で、ほとんど毎年のように南極以外の各地の山に足を伸ばしてきました。いわゆる観光地的な都市には見向きもせず、僻地の山を歩いて、その写真の一部を職場に飾り、それを眺めて悦に入っているのです。

そこで最後に、いささか押しつけがましいのですが、山歩きのススメをさせていただきたいと思えます。私はしばしば、「そんなに忙しいのによく山なんかに行けますね」と言われます。けれども、仕事が続けばきついほど、ストレスが高まれば高まるほど、心身をリフレッシュして健康を維持するために山を歩くことにしています。司法制度改革で二晩連続して徹夜した際にも、妻の運転する車に乗って山に出かけたことがあります。

山歩きのいいところは、もちろん多岐ありますが、主なものだけ申し上げます。第一点は、気分転換になるということです。日常の慌ただしい、あるいは煩わしい都会生活から脱して、豊かな自然の中に身を浸すことにより、気分が変わります。例えば、緑

濃いブナ林、清涼感のあふれる溪流、峰を渡る風の音、美しく雄大な山の景色は疲れた心を優しく癒してくれます。昔からよく言いますが、気分転換を図る上で環境を変えることに勝るものはありません。

二つ目は、体にいいということです。歩くことは血行をよくし、体調を整えてくれます。歩くことはやや高目なのですが、山歩きの翌日は普段よりも必ず十以上は下がっているのです。もともと、山を歩いていると、時々余りにも速いペースで歩いて、ぜいぜいと苦しうに呼吸している人を見かけます。これは感心しません。苦しいばかりで楽しくないし、科学的に見ても、呼吸を乱さないようゆっくり歩くことが体により有益な運動であるとされていることです。

三番目は、ストレス解消です。山歩きには適度の緊張感、時には非常に強い緊張感を伴います。あるとき、険しい岩場に差しかけた際に、一緒におりました妻からこう言われたことがあります。「お父さん、仕事で失敗しても首になるだけだけれど、山

で失敗したら命を失うからね」。全くそのとおりで、ともかく目の前の難所を乗り越えないといけないので、その間は仕事上の心配どころではありません。

しかも、ほかのスポーツのように他人との勝ち負けやらないのですが、ゴルフは極めてうまくいかず、情けないや、他人に氣を使うやらで、気持ちが悪くないのです。これに対し、山歩きには決してそういうことがなく、歩き通して、無事下山をしたときの達成感は何ものにもかえがたいものがあります。普段いらららして不眠気味であっても、ほどよい疲れによって夜ぐっすり眠れるはずですよ。

そして四番目、何よりも山歩きはおもしろいということです。行けば行くほど興味が深まります。私は、子どものときから親に連れられて山に登っておりましたが、今回ここに登れば次回はあるということ具合で、次々に様々なコースを歩いてみたいくなります。たとえ同じコースでも、季節や天気によって状況は

全く異なります。したがって、およそ飽きるということがありません。登れば登るほどなじみの山が増えて、楽しさも増して行くわけです。

もちろん、事故に遭わないようにするためには、最小限の足こしらえや地図の準備などが必要です。その上で、皆さんも無理をせず、ゆったりと山を歩いてはいかげでしょうか。取りとめのない話で余り参考にならないかもしれませんが、山歩きのスヌメを最後にいたしまして、私の話を終わります。皆さんがこれからの長い公務員生活において、どうか健康を保った上で、国民のために大いに活躍されることを期待しています。

質疑応答

○研修員

恐縮ですが、いくつか質問がございます。

一点目は、初めにお話がありましたフロツビーデイスクのデータ改ざんの件ですけれども、こういう事件、過ちを防ぐには、どういった対策が有効だと考えられておられるのかということです。

二点目は、検察庁時代のご経験の話ですが、管理職への昇進が遅いというお話がありました。検察という組織はどういう特徴があつて、どういうメリットがあつてそういう制度になっているのかをお伺いできればと思います。

○大野講師

ありがとうございます。フロツビーデイスクの改ざん問題につきましては、現在捜査が進行中ですが、一体どうしてこういうことになったのか、なぜ上司がこれをいわば見逃すような形になってしまったのか、まず事実関係を確定することが先決だと思います。そうして明らかにされた事実を前提にいろいろな対策が講じられるでしょうが、私としては、検察官の倫理というか、ものの考え方については

り十分じやなかつた点があり、検察官の守るべき価値は何なのか、何のために働いているのか、その基本的なところについて正しい認識を持たなければならぬというように考えております。

それから、二つ目の管理職の関係ですが、検察庁の管理職といいますと、大きな検察庁の場合には部長あるいは副部長が置かれ、それ以外の検察庁の場合には、次席検事が管理職ということになり、そうした管理職の地位につくためには、少なくとも十数年間の経験が要求されます。

検事の処遇や人事は、一般の行政官庁と並べるよりも、むしろ裁判所に似ています。検察官も裁判官同様に基本的に一人で仕事をするという要素が強く、その意味で、管理職になるよりも一線の検事としての役割を担うことに大きな意味があり、またそれを皆やりがいにしています。そんなことで、管理職になる時期といえますのは、恐らく皆さんに比べてもかなり遅いのではないかと思っています。私は特捜部の平検事をかなり長くしていました。そ

のときに、例えば当時の大蔵省に行った同期生は東京国税局の査察部長をしていたと記憶しております。

○研修員

せっかくの機会ですから、ちよつと過激な質問、かもしませんが、させていただきたいと思えます。私は個人的には、先ほどお話にも出ました裁判員制度、被害者参加制度というのは、これは正直、改悪だったと思っています。その理由は、先ほど事務次官もおっしゃられました、これは検察、裁判所の責任逃れ、批判逃れなんじゃないかと思つているからですが、一度今導入された制度です。私としては、採用された制度というのは基本的に大事に育てていかなきゃいけないと思っております。

その上で、やっぱり制度を育てていく上で大事なものは、そのメリットを考えるよりも、ウィークポイント、ボトルネックというのをしっかり認識して、そこが問題に、大きくならないように、常にどう制度を運用していくかということが大事だと思っております。

ます。その点におきまして、今の裁判員制度あるいは被害者参加制度というものにおいて、どういうところが問題化する可能性があると考えられているのか、そこに対してどういう対処法を考えられているのか、そういうことをお聞かせいただければと思います。

また、先ほど事務次官が言われた付度、上司の顔を付度過ぎるなどという話がありましたけれども、国民の声を受けるということが続いて、また、先ほどの質問の事件などもあって、世論といいますかマスコミの批判も厳しくなつて、どんどん検察に対するプレッシャーが強くなつてくると、どうしても心理的に、そういう国民の声というものを勝手に付度してしまふような付度起訴、付度判決のような危険性もあるのではないかと考えています。そのようなところをどう考えられておられるのかお聞かせいただければと思います。よろしくお願ひします。

○大野講師

ありがとうございます。裁判員制度や被害者参加制度がスタートするに当たって一番懸念されたことは、先ほどもお話の中で申し上げなければならず、これが感情に流れて、本来きちんと守つていかなければならない被告の立場が不安定なものになるのではないかとということでした。

しかし、例えば先般、俳優の押尾さんの裁判で、たしか保護責任者遺棄致死だつたでしょうか、死亡との因果関係は認められなかったと判されました。検察の主張とは違った判断を裁判員が行い、検察もそれを受け入れて、検察側からは上訴しなかったわけですね。そういうことを見ますと、実際、裁判員裁判が当初懸念されたような感情裁判に流れるということとは今のところないと思つていますけれど、今後なお注意深く見守つていく必要があるというように考えております。

裁判員裁判にしても、それから被害者参加制度についても、三年後見直しの条項がつけられています。実際に、裁判員裁判でも、争いのない事件がまず裁

判され、問題のある事件は公判前の整理に時間がかかるために、これから裁判されることとなります。

ここでいろいろな弱点が出てくる可能性もあります。そうしたものは、この三年後の見直しの中できちんと対応していく必要があると思っています。

それから、検察庁の処分に関して、世論の忖度のし過ぎ、つまり、世論迎合というおそれはないのかという指摘がありました。これは大変重要なポイントです。といいますのは、やはり検察も国民に理解してもらわなければいけない、支持してもらわなければいけないわけでありますから、国民から非常識な結論を出すことは好ましくありません。さらに、証拠関係にかかわらず世論に迎合したような処分を行うこともまたできないのです。

その関係で、先ほど話したことも関連して、意味があると考えておりますのが検察審査会の改正です。今まで、検察が不起訴と言いますと、確かに検察審査会制度というのはありましたけれども、そこで検察官の不起訴がおかしいと議決しても、その議

決には拘束力がありませんでした。その議決を受けて、検察官が起訴するか不起訴するかを改めて判断し、それによって最終的に決定されるということだったのです。今回の検察審査会制度の改正により、検察官の判断と違う議決に一定の場合起訴を強制する効力が認められると、その反面、検察官としては、いわば判断を純化するといましようか、本来検察としてはこう考えるんだというところで事件の処分を行い、あとは検察審査会や裁判所の手続きに委ねるという、役割分担を踏まえた合理的な対応をすることが可能になったと考えております。